

塩竈市 1

事業名	塩竈市子育て・三世代同居近居 住宅取得支援事業
事業主体	塩竈市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	市内へ転入する子育て世帯や三世代同居・近居世帯への住宅取得を支援する。
補助対象要件	<p>補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後に、住宅を取得（新築・購入・増築）して塩竈市へ転入後、5年以上継続して居住する次の方が対象になります。</p> <p>① 子育て世帯：夫婦のいずれかが40歳以下で、義務教育修了前の子を養育している世帯。</p> <p>② 三世代同居・近居※世帯：親子（義務教育修了前の子を養育している）世帯と子の祖父母世帯が同居又は近居する世帯。 ※近居：三世代が市内の別の住宅に居住すること</p> <p>③ 多子世帯：①又は②の世帯で、義務教育修了前の子を2人以上養育している世帯。</p>
補助金額等	<p>①基礎額：住宅取得の工事契約額又は購入契約額の3%相当額（上限50万円）</p> <p>②多子世帯加算額：多子世帯で義務教育修了前の子を2人養育している場合は5万円、3人以上養育している場合は15万円</p>
補助申請期間	基準日（所有権移転等の登記に係る登記原因の日又は市内に転入した日のいずれか遅い日）の属する年度の末日
その他	申請書の提出先は塩竈市総務部政策課になります。 ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	
お問合せ先	塩竈市総務部政策課（022-355-5631）

事業名	塩竈市空き家改修工事助成事業
事業主体	塩竈市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	塩竈市空き家バンク制度に登録した空き家所有者又は利用希望者が、空き家バンクと連動して空き家の改修工事を行う際、その工事経費を補助するものです。空き家の機能や性能を維持・向上させ、空き家の利用を促進するための事業です。
補助対象要件	<p>【補助対象者】</p> <p>空き家バンク制度に登録した以下の何れかで、市内の施工業者に依頼し改修工事を行う方が対象になります。市内の施工業者とは、市内に本店、支店又は営業所を有する法人若しくは個人事業主をいいます。</p> <p>①空き家所有者：利用希望者と売買契約又は賃貸借契約を締結する方</p> <p>②利用希望者：ア. 空き家所有者と売買契約を締結する方 イ. 空き家所有者と賃貸借契約を締結する方</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>空き家に居住すること等を目的として行う、10万円以上の空き家改修工事を対象とします。空き家改修工事は、空き家を利活用する上で、建物の機能や性能を維持・向上させるため、空き家及び空き家の一部を修繕、補修、模様替え又は更新する工事をいいます。</p>
補助金額等	空き家改修工事に要する経費に1/2を乗じて得た額で最大500,000円。
補助申請期間	補助金の交付を受けようとする年度内に工事が完了するもので、受付時期は空き家の売買契約又は賃貸借契約時となります。
その他	申請書の提出先は塩竈市産業建設部まちづくり・建築課になります。 ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	
お問合せ先	塩竈市産業建設部まちづくり・建築課 電話：022-364-2510